

三重県警察サイバーセキュリティ対策委員会設置要綱の改正について（通達）

サ対発第210号

令和4年8月22日

【概要】

この通達は、サイバー空間の脅威に対し、三重県警察における部門間の連携を一層強化して効果的な対策を推進するため、「三重県警察サイバーセキュリティ対策委員会設置要綱」を定めたもの。